IFW VP シリーズ 2024.1

ふるさと納税にみる不都合な真実

2024.1.18

府川哲夫（IF 研）

2015 年以降年々利用者が増加の一途をたどっている「ふるさと納税」は、まもなく 1 兆円を超える。寄附者にとっては自分で払う税の一部を地方名産の返礼品に交換できるというメリットがあるが、「ふるさと納税」によって住民税を控除しなければならない自治体にとっては税収減となり、受入自治体にとっても寄附金額の半分程は経費に消えてしまっている。ふるさと納税は都市集中型社会における地方と大都市の格差是正や人口減少地域における税収減少対応と地方創生を主目的とした寄附金税制の一つで、2008 年 5 月から開始された。しかし、今やふるさと納税制度の当初の目的は忘れ去られ、自治体は受入金額競争に走り、寄附者は「お得」競争に走らされている。

2008 年 4 月の地方税法等の改正によって、同年 5 月から「ふるさと納税」制度が開始した。ふるさと納税は個人住民税の寄附金税制が拡充されたものである。法律で定められた範囲で地方自治体への寄付金額が所得税（注１）や住民税（注２）から控除される。具体的には、翌年に納める所得税及び住民税の一部（又は住民税のみ一部）を原資に任意の地方自治体への寄付を行うと、自己負担 2,000 円（注３）で寄付に対する地場産品の返礼品受領、寄付の使い道を指定したクラウドファンディングができ、寄附額を確定申告することにより寄附分の一部が控除される。寄附金の使い道については、本人が商品を貰うタイプ以外にも、事業寄付タイプも設けている自治体もある。

ふるさと納税を行い所得税・住民税から控除を受けるためには、ふるさと納税ワンストップ特例制度（注４）を利用するか、寄附金受領証明書を添付して確定申告を行う必要がある。従来確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税制度を利用するためにはわざわざ確定申告を行う必要があったが、2015 年 4 月 1 日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されて、手続き負担が大幅に軽減された。確定申告の不要な給与所得者等（注５）が行う 5 団体以内のふるさと納税であれば、各自治体に特例の適用に関する申請書を提出することを条件に、確定申告をしなくとも住民税の寄附金税額控除を受けられる。

制度設計当初には想定されていなかったが、寄附者に対して寄附金額に応じ主にその地域の特産品を返礼品として送付する自治体が現れ、返礼品の内容をアピールして寄付を募る自治体が増えた。ふるさと納税の返礼品には還元率 40%以上の換金性の高いギフト券や地域と無関係の高級家電など制度の趣旨に反したものがあったが、2019 年 6 月の制度改正により、「返礼品は寄付額の 30%以下で市場価格の地場産品に限定する」とルールが厳格化された。また、ふるさと納税に係る指定制度（事前審査制）の創設に伴い、2019 年 6 月以後、総務大臣による指定を受けていない地方公共団体に対する寄附は、ふるさと納税の対象外となった。2023 年 6 月に総務省は「経費率 5 割ルール」に該当する経費について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めることとした。

表はふるさと納税受入額・受入件数・経費及び翌年度の住民税控除額・適用者数の推移（全国計）を示したものである。ふるさと納税の受付寄附金額に対する経費の割合は、2017 年度には 55.5%にのぼっていたが、2019 年度以降は 40%台後半で推移している。市町村民税控除の適用者数（表の④）を分子におき、個人分市町村民税（均等割と所得割）納税義務者数（表の⑥）を分母にした率をふるさと納税の利用率とすると、利用率は 2015 年度以降上昇の一途をたどり、2023 年度は 14.9%に達した。道府県民税及び市町村民税の合計控除額（表の③）を分子におき、個人分市町村民税額（表の⑤）を分母にした率も同様に 2015 年度以降上昇の一途をたどり、2022 年度は 6.9%に達した（注６）。

表 ふるさと納税受入額・受入件数及び次年度住民税控除額・適用者数（全国計）

（単位：金額は10億円、件数・人数は10万）

ふるさと納税受入額等の実績					住民税控除額等の実績 a						
年度	受入額 ①	受入件数	経費 ②	②/① %	年度	控除額 ③	適用者数 ④	b ⑤	③/⑤ %	c ⑥	④/⑥ %
2008	8.1	0.5			2009	1.9	0.3				
2009	7.7	0.6			2010	1.8	0.3				
2010	10.2	0.8			2011	2.0	0.3				
2011	12.2	1.0			2012	21.0	7.4				
2012	10.4	1.2			2013	4.5	1.1				
2013	14.6	4.3			2014	6.1	1.3	7,014.6	0.1	553.5	0.2
2014	38.9	19.1			2015	18.4	4.4	7,114.3	0.3	555.8	0.8
2015	165.3	72.6	79.3	48.0	2016	100.2	13.0	7,223.7	1.4	558.8	2.3
2016	284.4	127.1	148.5	52.2	2017	178.3	22.7	7,365.1	2.4	567.9	4.0
2017	365.3	173.0	202.7	55.5	2018	245.7	29.7	7,470.8	3.3	575.9	5.2
2018	512.7	232.2	282.0	55.0	2019	328.2	39.6	8,105.7	4.0	582.8	6.8
2019	487.5	233.4	227.5	46.7	2020	347.9	41.4	8,325.1	4.2	589.5	7.0
2020	672.5	348.9	303.4	45.1	2021	443.3	56.4	8,426.7	5.3	594.0	9.5
2021	830.2	444.7	385.1	46.4	2022	571.7	74.6	8,331.5	6.9	595.1	12.5
2022	965.4	518.4	451.7	46.8	2023	679.7	89.1			597.9	14.9

注：a 当年のふるさと納税に係る翌年度の市町村民税控除の適用状況である。ただし、控除額は道府県民税と市町村民税の合計額である。

b 総務省「地方財政白書」における個人市町村民税額

c 総務省「市町村税課税状況等の調」における個人分市町村民税(均等割と所得割)納税義務者数

出所：総務省 (2023)「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度調査）」など

以上をまとめると、ふるさと納税の利用率は 15%に達したが、受入自治体では寄附金額の半分程は返礼品の調達・送付・事務費などの経費に消えている。一方、ふるさと納税によって住民税を控除しなければならない自治体にとっては住民税の減収となり、次第に無視できない規模に拡大している。直近のデータでは、2022 年度にふるさと納税で 9,654 億円寄附されたが、そのうち 4,517 億円は経費に消え、2022 年中のふるさと納税で 2023 年度に住民税が 6,797 億円控除された。その結果、国全体として住民税が 1,660 億円(=9654-4517-6797) 減少していることになる。「任意の地方自治体に寄附を行って返礼品をもらえる」という制度は「地方と大都市の格差是正や人口減少地域における税収減少対応と地方創生」というふるさと納税の趣旨に全くそぐわない仕組みである。ふるさと納税には地域活性化や新たな交流を生み出す可能性があるといっても、税金の一部を個人消費に回す仕組みを内在していてはまともな制度とは言い難い。

（注１）所得税からの控除はふるさと納税を行った年の所得税から控除され、その額は（ふるさと納税額－2,000 円）×「所得税の税率」で計算される。なお、控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の 40%が上限である。

（注２）住民税からの控除はふるさと納税を行った翌年度の住民税から控除され、その額は「基本分＝（ふるさと納税額－2,000 円）× 10%」と「特例分」に分かれている。

（注３）2009 年 12 月までは 5,000 円が自己負担額であった。

（注４）ふるさと納税ワンストップ特例の申請者には所得税からの控除はなく、その分も含めた控除額の全額が住民税から控除される。

（注５）年収 2,000 万以下のサラリーマンや年収 400 万円以下の年金受給者など

（注６）分子を市町村民税控除額に限定するとこの率は 2022 年度で 4.5%程である。